

安城市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 2 日

安城市長 三 星 元 人

安城市規則第 4 3 号

安城市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

安城市老人福祉法施行細則（昭和 6 2 年安城市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 備考第 3 項第 2 号中「、第 2 項及び第 6 項」を「及び第 2 項」に改め、「、第 4 1 条の 3 の 2 第 1 項、第 2 項、第 5 項及び第 6 項」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。